

令和7年度堆肥等利用促進事業公募（第3回・第4回）要領

第1 趣旨

環境への負荷を低減した「環境にやさしい農業」の推進に向け、化学肥料の使用量削減を図るためには、肥料成分を含み、農地の持つ生産力の増進に効果のある家畜ふん堆肥の利用を更に進めることが重要です。

家畜ふん堆肥を原料とした肥料やペレット堆肥（以下、「堆肥を原料とした肥料等」という。）は、従来の家畜ふん堆肥に比べて、散布しやすく、広域流通に適するなど、耕種農家による一層の利用拡大が期待されます。

そこで、産地等への堆肥を原料とした肥料等の本格導入に向け、農業者の組織する団体等による試行導入の取組を支援します。

なお、本事業において、家畜ふん堆肥を原料とした肥料とは、特殊肥料等入り指定混合肥料又は混合堆肥複合肥料とし、ペレット堆肥とは、ペレット成型機でペレット化された家畜ふん堆肥とします。

本事業の応募方法及び事業内容については、この公募要領のほか、下記1の（1）～（2）の資料を参照いただき、必要な応募書類を2の公募期間内に御提出願います。

1 資料

- （1）堆肥等利用促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」）
- （2）堆肥等利用促進事業実施要領（以下「実施要領」）

2 公募期間

第3回 令和7年10月1日(水)から令和7年10月24日(金)午後5時まで

第4回 令和7年11月4日(火)から令和7年11月28日(金)午後5時まで

※第3回の公募で予算枠に達した場合、第4回の公募は行いません。

第2 事業内容等

1 事業実施主体

ペレット堆肥又は家畜ふん堆肥を原料とした肥料の試験栽培に取り組む以下の団体等

- （1）農業者の組織する団体
- （2）農業協同組合、農業協同組合連合会
- （3）市町村が構成員に含まれる協議会
- （4）その他知事が認める団体

2 採択要件等

- （1）代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約が定められていること。
- （2）農業生産において、ペレット堆肥又は家畜ふん堆肥を原料とした肥料を導入することを検討していること。

3 優先採択基準

次に掲げるものを優先的に採択します。採択に当たっては、実施要領別表の配分基準に基づいて、事業実施主体ごとにポイントを付け、ポイント順に採択します。

- (1) 過去3年以内に、試作導入しようとする品目で、家畜ふん堆肥を原料とした肥料又はペレット堆肥の利用がなく、新たに導入を検討している団体
- (2) 過去3年以内に本事業の利用実績がない団体
- (3) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく計画認定（以下、みどり認定という）を受けた農業者が属する団体

4 補助対象

試験栽培のためのペレット堆肥又は家畜ふん堆肥を原料とした肥料の購入に係る経費

5 補助率・補助上限額

1／3以内・1団体当たり20万円

第3 応募書類及び提出等

1 応募書類

応募に必要な書類は以下のとおりです。

- (1) 事業実施計画書（実施要領別紙様式第1号及び別紙様式第2号）
- (2) 添付資料
 - ア 事業実施主体規約又は規程
 - イ 誓約書（別紙様式第4号）及び事業実施主体役員名簿（別紙様式第5号）
 - ウ みどり認定通知書（認定取得済の場合）
 - エ 振込先口座情報
 - オ その他、県が必要と認める書類

2 応募書類の提出方法等

(1) 提出方法

第7に記載する書類提出先（県農業事務所企画振興課）に電子メール、郵送、持参にて提出願います。なお、事業実施地域が複数の市町村にまたがる場合、事業実施地域の面積が最も大きい市町村を管轄する農業事務所に提出願います。

(2) 提出締切（郵送の場合も同日必着）

第3回 令和7年10月24日（金）午後5時まで

第4回 令和7年11月28日（金）午後5時まで

(3) 提出に当たっての留意事項

- ア 応募書類を提出する際には、添付資料が揃っているか、必ず確認願います。
- イ 応募書類の返却は行いません。
- ウ 提出された応募書類については、本事業にのみ利用し、千葉県個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

第4 事業実施計画の承認

知事は、提出された応募書類の内容を審査し、その事業実施計画を承認又は承認しない旨を通知します。

第5 補助金の交付に必要な手続

知事から事業実施計画を承認した旨の通知を受けた事業実施主体は、交付要綱第3条に定める交付申請書（別記様式第1号）を、添付書類を揃えた上で県農業事務所企画振興課に提出してください。

その後、知事から発出される交付決定通知の通知日以降に、事業を開始することができます。実施要領第4の規定により、肥料等の見積もりを徴取した日が事業開始日となります。

県からの補助金の支払時期は、事業完了後となります。支払に関する手続は、以下のとおりです。

- 1 事業実施主体は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月31日のいずれか早い期日までに、交付要綱第8条に定める実績報告書（別記様式第5号）を作成し、添付資料を揃えた上で県農業事務所企画振興課に提出してください。
- 2 知事は、提出された実績報告書を審査の上、補助金額の確定通知を発出します。
- 3 補助金額の確定通知を受けた事業実施主体は、交付要綱第9条に定める交付請求書（別記様式第7号）を作成し、県農業事務所企画振興課に提出してください。
- 4 提出された交付請求書を基に、県から事業実施主体へ補助金を支払います。

第6 問合せ先

お問合せについては、環境農業推進課みどり・耕畜連携推進室宛てに御連絡いただきますようお願いいたします。

千葉県農林水産部環境農業推進課みどり・耕畜連携推進室

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎17階

TEL：043(223)2773 FAX：043(201)2623

MAIL：chibaeco@mz.pref.chiba.lg.jp

第7 書類提出先

応募書類の提出先は、下記の県農業事務所企画振興課です。

事務所	管轄地区	住 所	電話番号・メールアドレス
千葉	千葉市・習志野市・市原市・八千代市	〒266-0014 千葉市緑区大金沢町473-2	043(300)1985 chibakikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
東葛飾	市川市・船橋市・松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市・浦安市	〒277-0861 柏市高田 990-1	04(7143)4121 hkn-kikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
印旛	成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町・栄町	〒285-0026 佐倉市鎗木仲田町 8-1	043(483)1129 inbakikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
香取	香取市・神崎町・多古町・東庄町	〒287-0003 香取市佐原イ 92-11	0478(52)9192 katoriacks@mz.pref.chiba.lg.jp
海 匝	銚子市・旭市・匝瑺市	〒289-2504 旭市ニ 1997-1	0479(62)0156 kaitiiki@mz.pref.chiba.lg.jp
山 武	東金市・山武市・大網白里市・九十九里町・芝山町・横芝光町	〒283-0006 東金市東新宿 1-11	0475(54)1122 san-kikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
長 生	茂原市・一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町	〒297-0026 茂原市茂原 1102-1	0475(22)1751 chouseiafc02@mz.pref.chiba.lg.jp
夷 隅	勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町	〒298-0212 大多喜町猿稻 472-2	0470(82)4956 isuminou@mz.pref.chiba.lg.jp
安 房	館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町	〒294-0045 館山市北条 402-1	0470(22)7131 awa-kikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
君 津	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市	〒292-0833 木更津市貝渕 3-13-34	0438(25)0107 kiminou-k@mz.pref.chiba.lg.jp